

越知町公告第13号

一般競争入札（GIGA スクールサポーター派遣事業委託業務）について

一般競争入札を行いますので、越知町財務規則（昭和44年8月1日規則第10号）第66条の規定により公告します。

令和3年4月9日

越知町長 小田 保行



1 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 委託業務の名称 | GIGA スクールサポーター派遣事業委託業務 |
| (2) 委託業務の内容 | 別紙 仕様書に記載のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日～令和4年3月31日 |
| (4) 予定価格 | 3,600,000円（消費税抜き） |
| (5) 最低制限価格 | 設けていない |

2 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 越知町における「令和3・4年度競争入札参加資格者名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この公告の日から入札の日の間において、高知県又は越知町から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 別紙入札参加意思確認書（様式1）及び業務実施証明書（様式2）を令和3年4月15日（木）午後5時までに持参又は郵送（必着）により提出した者であること。

3 仕様書等の閲覧期間及び方法

- (1) 閲覧期間 この公告の日から令和3年4月15日
- (2) 閲覧方法 越知町ホームページ

4 入札及び開札

- (1) 競争入札参加者は、入札方法、条件、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者は、予め別紙入札参加意思確認書（様式1）及び業務実施証明書（様式2）を令和3年4月15日（木）午後5時までに持参又は郵送（必着）により提出すること。
- (3) 入札について質疑がある場合は、質疑書を令和3年4月14日（水）午後5時までに、電子メール又はファクシミリで提出することとし、様式は任意の様式とする。なお、提出した場合は必ず電話で到達を確認すること。また、質疑に対する回答は、越知町ホームページにて行うものとする。

(4) 必要とする書類の提出先及び問い合わせ先

郵便番号 781-1301 高知県高岡郡越知町越知甲 1 9 7 0 番地

越知町総務課 入札担当

電話番号：0889-26-1111 FAX：0889-26-0600

E-mail soumu@town.ochi.lg.jp

(5) 入札書の記載内容等

ア 別紙様式第 3 1 号の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び会社印・代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ。）

(ウ) 代理人が入札する場合は、当該代理人の住所、氏名及び押印。

なお、代理人が入札する場合は入札書を投かんする前に、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

(エ) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

(オ) 入札件名・業務場所（ホームページに掲載している様式には入札件名・業務場所は入力しているので、変更せずに利用してください。）

イ 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札書の提出方法

下記（7）の日時及び場所に持参し、提出する。郵送、電話、FAX、その他の方法による提出は認めない。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

令和 3 年 4 月 1 6 日（金）午後 1 時 3 0 分

越知町役場 3 階大会議室

5 入札保証金

越知町財務規則（昭和 44 年 8 月 1 日規則第 10 号）第 69 条及び第 69 条の 2 の規定による。

6 入札の無効

公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他越知町財務規則第 74 条各号に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。

(2) 入札に際し不正の行為があつたとき。

(3) 入札者、又はその代理人が同一の入札について 2 以上の入札をしたとき。

- (4) 納付すべき入札保証金を納付していないとき又は、これが不足しているとき。
- (5) 入札書の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し又は不明のとき。
- (6) 入札書の金額を訂正しているとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。

7 落札者の決定

- (1) 越知町財務規則第 70 条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。落札候補者は、その場において内訳書（積算書）を提出し、内容の確認及び承認を受け、落札者とする。
- (2) 最低制限価格は設けていない。
- (3) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。
- (5) 再度入札（合わせて 3 回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次、予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

8 契約保証金

越知町財務規則第 85 号及び第 86 条の規定による。

9 資格審査に関する事項

上記 2 の (2) に上げる入札参加資格を有しないで入札を希望する者は、越知町が定める競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して越知町総務課入札担当（電話番号 0889-26-1111）へ提出すること。ただし、令和 3 年 4 月 15 日（木）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときには、参加資格が与えられない場合がある。

なお、当該申請書欄外に本入札件名及び入札日を朱書するとともに、書類提出時にその旨を必ず申し出ること。

10 その他

- (1) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 入札者は、入札後あらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。